

## 「かちどき 橋の資料館」の公開・運営並びにミニツアー等の基本協定

東京都(以下「甲」という。 )と、財団法人東京都道路整備保全公社(以下「乙」という。 )と、東京都建設防災ボランティア協会(以下「丙」という。 )とは、都市基盤施設を活用した施設公開事業として、「かちどき 橋の資料館」(以下、「資料館」という。 )の公開、管理・運営並びに勝鬨橋の橋脚内部の一般向け見学(以下「ミニツアー」という。 )と勝鬨橋及び隅田川の橋りょう群等の学生・技術者向け見学(以下「テクニカルツアー」という。 )に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲、乙、及び丙が相互に協力して、資料館の安全で円滑な管理・運営並びにミニツアー、テクニカルツアー(以下「ミニツアー等」という。 )への参加者・随員説明者の安全を確保し、かつ良好な見学を実施するほか、資料館などを通じて橋りょう技術の普及・紹介・継承などの一助を図るためのものとする。

### (業務の範囲)

第2条 業務の対象となる施設の範囲は、別途、甲、乙、及び丙で協定等で定めるものとする。

### (事業の分担及び内容)

第3条 甲、乙、及び丙の事業の分担は、次のとおりとする。

#### (1) 甲の事業分担

- ア 事業の実施に際し、必要となる安全かつ良好な施設の提供と維持管理(他の管理者施設を除く。 )
- イ 事業に必要な行政上の手続き
- ウ ミニツアー等の事業企画・宣伝、関連機関等との調整、乙及び丙が実施する事業への協力
- エ テクニカルツアーの実施
- オ 乙並びに丙との事業連絡調整
- カ プレス対応

#### (2) 乙の事業分担

- ア 資料館案内等業務
- イ ミニツアーの実施及び宣伝
- ウ 甲が実施するテクニカルツアーへの協力

#### (3) 丙の事業分担

- ア 乙が実施するミニツアーへの協力
- イ 甲が実施するテクニカルツアーへの支援

### (協定等)

第4条 資料館案内等業務、ミニツアー等の実施業務の施行に当たっては、業務分担の内容、資料館の開館に関する事項、経費の負担等について、甲、乙、及び丙で協議

の上、別途、協定等を締結して定めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項または解釈に疑義を生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都建設局長 依田俊治

乙 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号新宿モノリス26F  
財団法人東京都道路整備保全公社 理事長 小池正臣

丙 東京都建設防災ボランティア協会 会長 沼尻 孰